

み自第 403 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定により、飯豊山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定します。

平成 29 年 10 月 31 日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 名 称 飯豊山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー一部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- 3 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

大規模鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

飯豊山鳥獣保護区は、西置賜郡小国町及び同郡飯豊町の南部に位置し、標高 2,105 メートルの飯豊山を中心とした急峻な山岳地域で、複雑に入り組んだ溪谷があり、その背後にブナ帯、ヒメコマツ帯、亜高山帯植生、高山帯植生と標高によって変化に富んだ植生からなる広大な森林が広がっている。

このような野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動植物種であるイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類、さらに絶滅が危惧されるホンドオコジョ、ヤマネ等の高山性の鳥獣類など、多様な鳥獣類が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、宝珠山及び大丸森山に囲まれた大又沢の中流から下流にかけての区域は、複雑に入り組んだ急峻な溪谷と、ブナ、ミズナラなどの広葉樹天然林から高山帯植生と変化に富んだ植生からなる森林が広がっていることから、イヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類が生息しているほか、コゲラ、ホシガラス等の森林性、高山性の野鳥や、アカショウビン、ミソサザイ等の水辺に住む野鳥が数多く生息している。

また、獣類では、ツキノワグマの越冬に適した環境が具備されており、春先の餌となる植物等が多く生育し、繁殖のための極めて重要な地域になっている。

このため、当該区域は、飯豊山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。